

生活保護受給世帯の冷房器具設置に関する意見書

ことしの夏は全国各地で記録的な高温が続き、気象庁は「命に危険を及ぼすレベルで、災害と認識している」と異例の記者会見を行った。全国で熱中症によると考えられる死者は100人を超え、本市においても、熱中症による救急搬送人数が急増した。

平成29年3月現在、本市の生活保護受給世帯のうち約半数を高齢者世帯が占めており、働くことの難しい傷病者・障害者の世帯も含めると、1日の大半を住居内で過ごす世帯は非常に多いと考えられ、実際に、熱中症の救急搬送者は、年齢別では65歳以上の高齢者が50%で最も多く、発生場所では住居内が47%と最も多くなっている。

厚生労働省は生活保護受給世帯に対し、平成23年度から冷房器具の購入のために生活福祉資金貸付制度等を利用することを認めているが、償還は生活保護費を含めた収入から行うこととされている。

このような中、厚生労働省はことしの6月27日に生活保護受給世帯への冷房器具設置を保護費で行えるとする通知を出した。しかし、その対象は平成30年4月1日以降に生活保護開始となった世帯に限定されており、災害と位置づけられるような高温下での冷房器具の使用が欠かせない状況においては、まだ改善の余地があると考えられる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、厚生労働省の通知による冷房器具の購入費用支給の対象者について、平成30年4月1日以降に保護開始した被保護世帯に限らず、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがない全ての被保護世帯を対象とし、医師等から冷房器具の設置が必要と判断される状態にある被保護世帯には優先的に支給するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		